

# 伊豆の国市立小中学校 保健室よりお知らせ



## 来年度から、生徒の健康診断が一部変更します！

毎年4月から6月に実施している学校での健康診断は、学校保健安全法という法律に定められています。その学校保健安全法の改正により、平成28年度から児童生徒健康診断の内容が一部変更します。変更については以下のとおりです。



### ○座高測定が廃止されます。

今後は座高を測定せずに、身長と体重を用いた“成長曲線”を使って、成長障害等の異常の発見や発育の評価を行います。

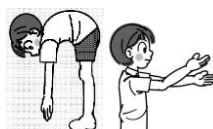
### ○小学校では寄生虫の有無の検査が廃止されます。

小学校1・2・3年生に行われていたぎょう虫卵検査は、来年度から行われなくなります。

### ○運動器に関する検査が

#### 追加されます。

全学年で脊柱側弯症検診に加え、四肢の状態の検査を行います。家庭における事前調査のため、運動器検診保健調査票を使用します。

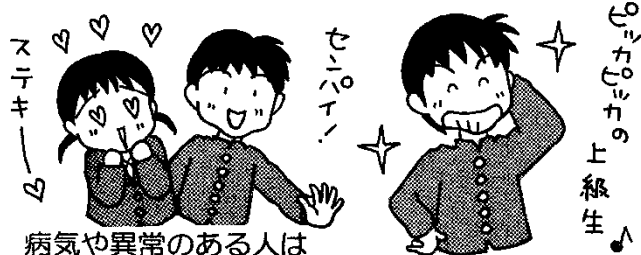


### ○その他:色覚検査について

平成28年度は全学年を対象に希望する児童生徒へ、10月に色覚検査を実施する予定です。なお、平成29年度以降は全学年ではなく、決められた学年の希望者に実施いたします。

## 来年度の健康診断が 4月から始まります！

### 新しい生活が始まります



病気や異常のある人は春休み中に受診・治療を済ませておきましょう。

3年生は、こども医療費助成制度を使用できるのは、3月31日までの期間です。むし歯や視力、耳鼻科、内科等でまだ未治療の方は、早めの受診をお勧めします。治療が長引いて4月も継続して治療することもありますよ。



【答え】上から順に (朝起きてすぐ) (歯みがき) (外から帰った) (体育) (給食の) (歯みがき) (部活) (手洗い・うがい) (歯みがき) ※詳しくはNO.12ほけんだよりを再度見てね。